

令和 7 年第 1 回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和 7 年 1 月 2 4 日

閉会 令和 7 年 1 月 2 4 日

熊本県球磨郡湯前町

令和 7 年第 1 回臨時会

会 期 令和 7 年 1 月 2 4 日 (金) 1 日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
1	2 4	金	本会議	午後 2 時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

1 月 24 日 (金)

令和7年第1回湯前町議会臨時会

〔第1号〕

令和7年1月24日
午後2時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第 1号	工事請負契約の変更について
日程第 4	議案第 2号	工事請負契約の締結について
日程第 5	議案第 3号	令和6年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について
日程第 6	議案第 4号	令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 7	議案第 5号	令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
日程第 8	議案第 6号	令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第 9	同意第 1号	湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 田 山 幸 平	2番 吉 田 精 二
3番 西 靖 邦	4番 遠 坂 道 太
5番 椎 葉 弘 樹	6番 森 山 宏
7番 味 岡 恭	8番 倉 本 豊
9番 山 下 力	10番 金 子 光 喜

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 赤 池 昌 信 議 会 事 務 局 主 事 中 山 政 人

7．説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	清	藤	浩	文
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	保	健	福	高	木	堅	介
建	設	長	稲	森	一	企	画	観	伊	藤	賢	郎
教	育	長	浅	田	徹	農	林	振	高	橋		誠
						興	課	長				
						兼	農	業				
						委	員	会				
						事	務	局				
						長						

開議 午後 2 時 0 0 分

- - - - - ○ - - - - -

○議長（金子光喜君） ただいまから、令和 7 年第 1 回湯前町議会臨時会を開会します。これから、お手元に配付の議事日程表にしたがい、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第 2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 3 議案第 1 号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第 3、議案第 1 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは議案第 1 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町役場庁舎屋根防水他改修工事につきまして、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第 1 号、工事請負契約の変更について、御説明を申し上げます。

契約の目的は、湯前町役場庁舎屋根防水他改修工事でございます。

変更となりましたのは、3 契約の金額でございます、1 億 890 万円から 1 億 2,523 万 6,747 円となり、1,633 万 6,747 円の増額となります。

主な増額の理由は、1 月 16 日開催の議会全員協議会でも御説明いたしましたとおり、新たに発見されたタイルやモルタル浮きの補修面積の増、塗装の追加、手すり設置工の追加などでございます。なお、次のページに仮契約書の写しを添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君）起立全員。したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について

○議長（金子光喜君）日程第 4、議案第 2 号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君）議案第 2 号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

R 2 災補林 林道宮の谷線（2 号箇所）災害復旧工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君）議案第 2 号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。

契約の目的は、林道宮の谷線災害復旧工事の契約になります。

工事の概要として、令和 2 年 7 月の豪雨災害により被災した林道の災害復旧で延長が 181.5 メーターです。

主な復旧工事の内容として、吹付法枠工 596.5 平方メートル、重力式擁壁工 23.7 メートル、根継工 5 メートル、大型ブロック積工 = 100 メートル、コンクリートブロック積工 = 38 メートルなどです。

- 1.次に、契約の方法は、指名競争入札となります。
- 2.契約の金額は、1億8,150万円です。これは税込みの金額です。
- 3.契約の相手方は、住所：熊本県球磨郡湯前町3170番地の1

名称：有限会社 ふじもと

代表者氏名：代表取締役 藤本 伸介 さんです。

資料としてしまして、仮契約書を2ページに、R2災補林 林道宮の谷線（2号箇所）災害復旧工事仮契約書として添付しております。また、議案説明資料として、今回の事業の平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○3番（西 靖邦君） ちょっと工期についてですけども、国交省ではですね、2024年から残業時間上限規制適用法に対応するため、建設業における働き方改革として、週休2日の推進を進めています。週休2日を実現するためにはですね、発注段階から適切な工期を設定し、現場における働き方の改善が図られることが不可欠であると考えます。一方で従来の管理的な工期設定が現場に長時間労働を強いる要因となるケースが散見されます。そこでお伺いします。

町では、発注に際して、作業量や休日確保の必要性などを十分に検討し、工期全般にわたって、これらを考慮した適切な設定を行っているのでしょうか。また、そのための具体的な取り組みや基準はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられましたとおり、そういうふうなお話は聞いておりますけれども、まだ本町については、そこら辺についての導入と言いますか、それは行ってはいないところです。また基準についても、まだ、するとすれば国のほうの基準を参考にしてするようになるかというふうに思っております。

○3番（西 靖邦君） 民間工事でしたらね、工期をなるべく短くして、そのスーパーでしたら早く開店したいからということであるかもしれませんが、地方公共団体が、その発注する工事はなるべく、その推進している、週休2日ですか、それはやっぱり、なるべく早く早急に考えていかなあかんことやと思いますけどもその辺どうですかね。

○建設水道課長（稲森一彦君） すでに県のほうにつきまして、県とか国のほうについては導入をされておりますけれども、町村においてはそうしていないところがまだ多いところがございます。今後そういう研修会等もございまして、そういう話は来ております

ので近隣町村との動向を見ながら、導入の方向で進めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（金子光喜君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第5 議案第3号 令和6年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第3号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第3号、令和6年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、7,566万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,149万5,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、ふるさと納税の寄附額増加に関する補正、住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業費の補正などが主なものでございます。また債務負担行為の追加を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 一般会計補正予算（第11号）について、御説明いたします。

歳入歳出それぞれ、7,566万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、50億2,149万5,000円とするものです。それでは、議案書の事項別明細書、歳出20ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、節24積立金にふるさと応援基金積立金2,202万7,000円を計上しました。ふるさと納税が好調でございまして、歳入に一

般寄附金 5,000 万円を増額し、総額 1 億 5,000 万円を見込んでいるところです。返礼品の代金やポータルサイトの手数料等を差し引いた額を基金に積み立てるものです。

目 4 会計管理費、節 10 需用費、印刷製本費を 4 万 2,000 円計上しました。納入通知書の在庫減少に伴うものです。

目 9 企画調整費は、節 11 役務費にふるさと納税ポータルサイト決済手数料を 148 万 5,000 円。

節 12 委託料に、ふるさと納税ポータルサイト業務委託料 2,648 万 8,000 円を増額計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金に 36 万 8,000 円を計上いたしました。くま川鉄道に対する令和 6 年度湯前町地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金となります。なお、財源は国の令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分を全額充当いたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費、節 18 負担金補助及び交付金にシニアカー購入補助金 10 万円を追加計上いたしました。シニアカー 1 件分の不足が見込まれるものでございます。

目 10 住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付事業費は、国の補正予算による経済対策として、住民税非課税世帯に対し 1 世帯当たり 3 万円。対象世帯のうち子育て世帯には、子ども 1 人当たり 2 万円が加算される事業に関する費用を計上いたしました。

節 3 職員手当等 4 万 6,000 円は、その事業に担当する職員の時間外勤務手当等を計上しました。

節 10 需用費 5,000 円は事業に必要な消耗品費を計上しました。

節 11 役務費 29 万 5,000 円は事業に要する通信費 21 万 5,000 円と給付金の口座振込手数料 8 万円を計上しました。

節 12 委託料 345 万 2,000 円は、給付金システム改修委託料を計上いたしました。

節 18 負担金補助及び交付金 2,050 万円は住民税非課税世帯給付金を計上しました。なお、財源は、令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一体支援分 2,208 万 9,000 円を充当いたします。

21 ページをお開きください。

項 2 児童福祉費、目 3 母子福祉費、節 19 扶助費 17 万 1,000 円は、ひとり親家庭等医療費助成金でして、対象父母による、医療機関の利用増や入院等の高額支払いが発生し、予算の不足が見込まれるため増額計上しました。なお財源は県 2 分の 1、町 2 分の 1 の県のひとり親家庭医療費補助金 8 万 6,000 円を充当いたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費、節 18 負担金補助及び交付金 9 万 5,000 円は、県土地改良事業団体連合会特別賦課金として、令和 6 年度に実施しました、第 2 菟谷地区における、県営 NN 事業の事業費に対する賦課金を計上しました。

節 7 土木費、項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費、節 27 繰出金 40 万円は、下水道事業会計繰出金として、公共桟設置に伴う工事請負費を下水道事業会計へ繰り出すものです。

項 5 住宅費、目 1 住宅管理費、節 22 償還金利子及び割引料 6 万円は 12 月 24 日開催の議会全員協議会でも御説明しましたとおり、住宅使用料の過納分を入居者へ返還するものです。対象の入居者様並びに議員の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 需用費 12 万 7,000 円は、防犯用非常通報設備回路表示器が故障しましたので修繕料を計上いたしました。

次に歳入の説明です。19 ページをお願いいたします。

歳出の説明の際、歳入も説明したもの以外の歳入について説明いたします。

款 19 繰越金に今回の補正財源として 311 万 5,000 円を計上しました。

款 20 諸収入、項 3 雑入、節 3 過年度収入に令和 5 年度児童手当交付金の確定に伴う追加交付 3,000 円を計上しました。

8 ページをご覧ください。

第 2 表 債務負担行為の補正で追加です。8 ページから 10 ページに記載しております、59 件の事項につきまして、これはいずれも令和 7 年の当初から執行予定の事務事業でありまして、令和 6 年度中から契約手続きを開始できるように債務負担行為を設定するものです。これまで本町では、当初予算をご可決いただいた後に一斉に手続きに入っていたわけですが、このように事務量の増加により、適正な執行に支障をきたす恐れがあることから地方自治法で認められております債務負担行為の設定を行い、早めの準備を行い万全を期したいと考えているところでございます。

11 ページから事項の説明。13 ページから参考として、契約期間内の限度額等を記載しております。また 22 ページから給与費明細書。25 ページからは、債務負担行為関係の調書を付けております。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5 番（椎葉弘樹君） 20 ページの給付金システム改修委託料についてお尋ねします。今回 345 万 2,000 円計上されております。システム改修費がちょっと高いんじゃないかということで、令和 3 年から令和 5 年度のシステム改修と名の付くものを調べてみたん

ですが、その上限が 138 万円だったんですよね。それに比べるとちょっとこれ高いなと思ったものですから、この高い理由についてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） システム改修につきましては、今回はですね、対象世帯の抽出に合わせまして、子ども加算分の抽出も、子ども加算分の対象者の抽出もシステム改修に含まれております。この前までがですね、対象者数がそこまで多くないということで、担当職員でですね、税務課から情報いただきまして、手作業で行ってありました。今回もですね、システム会社には、その方法もできないかということで問い合わせをしたところですが、今回急いでやるということもあるらしくてですね、事業者のほうで、R K K C S というところに委託しておりますけれども、今回ののはもうパッケージで子ども加算分も含めてしかできないということで、これまでよりも高額になっております。以上です。

○6 番（森山 宏君） 今の椎葉議員の質問と関連してですけども、今課長のほうから R K K コンピューターサービスのほうからパッケージでされておるということで、結局、この給付金に対して国から来ますよね、2,200 万円ですか、2,208 万 9,000 円か、それに来て掛かる経費っていうのが 2,300 万円ぐらいかな、そぎゃんなっとなりますよね、て言うのは、結局、国から地方行政のほうに来る時にパックで業者がついてくるのかなというふうに、システム改修っていうのがもう毎年もの凄く多いんですよね。そして、何が変わったから、何をて言って、所得税の申告云々って、全部 8 月には確定してるんですよ。そのあとに、またシステム改修が、条件が変わったので、変わったのが少ないんでしたら先ほど課長が言われたようにマンパワーを投入して、300 万円のマンパワーというふうに推測できますけども、そういうのは検討されたことはないんですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まずパッケージと言いましたのは、先ほど言いました、非課税世帯の抽出と子ども加算分ですね。それが一緒になっているという意味でございます。これは職員の手作業でということになりますと相当時間もかかりますので、もう今回は、プッシュ型ということでですね、早めに処理するために、この方法を選んでおります。で事務費も当然来るんですけども、このシステム改修分の全額ではないんですけども事務費としてシステム改修費にも国費を充てることとしております。以上です。

○5 番（椎葉弘樹君） 20 ページのふるさと納税関連について、お尋ねします。今回、ふるさと納税に関する決済手数料と業務委託料がそれぞれ計上されておりますが、これを当初予算と合算して経費と見た場合、この 2 つだけを経費として見た場合に、1 億 5,000 万円に対して 56 パーセントほどになるんですが、この 50 パーセントのルールっていうのは、何かクリアできるのでしょうか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） ふるさと納税の件で経費が50パーセントを超えているんじゃないかということでございますけれども、一応予算上はですね、ちょっと返礼品の数等も増やしまして、見込み額で行っております。実際は総務省のほうに報告をするわけでございますけれども、その部分については実施の金額になりますので、その時に精査する時には50パーセント切った状態で精査、精算をしていると、精算というか50パーセント以内で収めているというところで報告を受けています。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、「令和6年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第6 議案第4号 令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第4号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第4号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算につきましては、公共樹設置工事に伴う補正、それから債務負担行為の追加を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第4号、令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。2ページをお願いいたします。

第2条 収益的収入及び支出の補正になります。

湯前町下水道事業会計、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するので、収入 第1款下水道事業収益1億5,230万円に、40万円を一般会計からの繰入れ1億5,270万円とするものです。

次に支出です。

第1款下水道事業費用1億5,135万6,000円に40万円を追加し、1億5,175万6,000円とするものです。

第3条一般会計からの補助金を受ける金額は、今回の補正により、8,366万円とするものです。

今回の補正は、収入で公共樹設置工事に要するものに、一般会計から補助金の受入れをするものです。

支出では、公共樹設置工事に要する経費の不足分を補正するものです。

第4条債務負担行為の補正の追加は、令和7年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為をするものです。

8ページをお願いいたします

令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算(第3号)を見積の基礎により、御説明いたします。

収入は、款1水道事業収益、項2営業外収益、目4一般会計補助金として40万円を計上しました。

支出は、款1水道事業費用、項1営業費用、目1污水管渠費、節17工事請負費に公共樹設置工事に不足する40万円を補正するものです。

次に、債務負担行為の補正について、御説明します。9ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の追加としまして、第1表にマンホールポンプ情報配信サービス業務委託料ほか計4件において、令和7年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為をする事項を一覧表に示しています。それぞれ期間、限度額により債務負担をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(金子光喜君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(金子光喜君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、「令和6年度湯前町下水道事業会計補正予算(第3号)」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第7 議案第5号 令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第5号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第5号、令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、債務負担行為の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第5号について、御説明いたします。

3ページをご覧ください。

第1表 債務負担行為の補正で追加でございます。

今回の補正は、議案第3号及び議案第4号と同様の理由によりまして、地方自治法第214条の規定に基づき、令和7年度の当初から執行予定の事務事業につきまして、債務負担行為として予算で定めるものであります。

介護保険特別会計では、8項目について、限度額合計2,278万2,000円を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「令和6年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第8 議案第6号 令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第6号、「令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、債務負担行為の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議案第6号、令和6年度湯前町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。2ページをお願いいたします。

第2条 債務負担行為の補正の追加は、令和7年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為をするものです。

3ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の追加としまして、第1表に水質検査業務委託、ほか計7件において、令和7年4月からの契約に際し、準備期間を確保するため債務負担行為をする事項を一覧表に示しております。それぞれ期間、限度額により債務負担をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○4番（遠坂道太君） 3ページですね、水質検査のことですが、町民の方から毎月やっているのか、そして、旬報あたりに載っているのかというような報告もありますので、今現状はどのようになってるか、それについてお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられますように毎月検査を行っております。その結果につきましては、旬報のほうでお知らせして、内容については、ホームページのほうをご覧くださいというふうにしておりまして、そういうふうな形で周知をしているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号、「令和 6 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

- - - - - ○ - - - - -

日程第 9 同意第 1 号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（金子光喜君） 日程第 9、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第 1 号について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員を任命したいので、教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県球磨郡湯前町 3 2 3 5 番地 1、氏名 村山大輔さんでございます。

生年月日 昭和 5 8 年 3 月 3 日の生まれでございまして、現在 4 1 歳の方でございます。

県立多良木高校をご卒業後、あさぎり町の社会福祉法人翠光園に入社されまして、現在は指導員としてご活躍されておるところでございます。教育関係では、子ども園の保護者会、小学校・中学校の P T A 役員を数多く歴任され、現在は湯前中学校 P T A 会長に就任されているなど、精力的に教育活動に携わっていただいている方でございます。

人格識見ともにすぐれ、教育委員として最適者であると思いますので、議会の皆様方に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（金子光喜君） ただいまの出席議員数は議長を除き 9 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、椎葉議員、森山議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（金子光喜君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（金子光喜君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。それでは、1 番議員から順番に投票願います。

「投票」

○議長（金子光喜君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。椎葉議員及び森山議員、開票の立会をお願いします。

[開票]

○議長（金子光喜君） 投票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票です。

以上のとおり、投票の結果は賛成総数であります。

したがって、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

- - - - - ○ - - - - -

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第 10、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等

議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- - - - - ○ - - - - -

○議長(金子光喜君) 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(金子光喜君) 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

- - - - - ○ - - - - -

○議長(金子光喜君) 令和7年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

- - - - - ○ - - - - -

閉会 午後2時51分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員